

平成28年西東京市教育委員会第2回臨時会会議録

- 1 日 時 平成28年3月31日(木)
開会 午後2時07分 閉会 午後2時59分
- 2 場 所 田無庁舎3階 庁議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 前 田 哲
教 育 長 職 務 代 理 者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
委 員 木 村 俊 二
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由 美 子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
学 校 運 営 課 長 等々力 優
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
統 括 指 導 主 事 西 川 幸 延
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 伊 田 昌 行
教 育 部 主 幹 (公 民 館) 兼 芝 久 保 公 民 館 分 館 長 矢 澤 吉 男
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
- 7 傍聴人 0人

平成28年西東京市教育委員会第2回臨時会議事日程

日 時 平成28年3月31日（木）午後2時から

場 所 田無庁舎3階 庁議室

- 第 1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 議案第17号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第18号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 6 議案第19号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則
- 第 7 議案第20号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について
- 第 8 議案第21号 平成27年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について
- 第 9 議案第22号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第10 報 告 事 項 (1) 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成28～30年度）
(2) 西東京市公立学校職員に関する処分について
- 第11 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成28年第2回臨時会
(3月31日)

午後 2 時 07 分 開 会

議事の経過

○前田教育長 ただいまから平成28年西東京市教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

日程第1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されております。そのため、教育長職務代理者につきましては宮田委員にお願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2 時 08 分 休 憩

午後 2 時 08 分 再 開

○前田教育長 それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

○前田教育長 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により教育長が定めることとされております。委員の議席はただいま御着席の席を議席として指定させていただきますけれども、よろしくお願いたします。

○前田教育長 日程第3 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○前田教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと思います。

日程第1 報告事項(2) 西東京市公立学校職員に関する処分については、個人情報に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第11 その他の後に開催したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたします。

○前田教育長 日程第4 議案第17号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○早川教育企画課長 それでは、議案第17号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の提案理由を説明いたします。

平成28年4月1日に、西東京市いじめ防止対策推進条例が施行されます。新たに西東京市

教育委員会いじめ問題対策委員会が設置されるに当たりまして、規則の一部改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案を1枚おめくりください。

公印規則新旧対照表でございます。

表の右側を御覧ください。

右側が現行、左側が改正案でございます。現行の別表22番のところ、印の名称が「附属機関」とありますところの右側の欄、「各1計4」、こちら個数でございます。「各1計4」個とあるものが委員会の設置に伴いまして公印が一つ増えることとなります。表の左側を御覧ください。「各1計5」個に改まります。

あわせて、現行の23番、印の名称が「附属機関代表者」とありますところ、個数が「各1計5」個とありますのが、改正案、左側、23番の「各1計6」というふうにアンダーラインが引かれる形に個数が1個ずつ増えるところでございます。

こちらの改正につきましては、施行期日、平成28年4月1日からとさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第17号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第5 議案第18号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○等々力学校運営課長 それでは、議案第18号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の提案理由について説明申し上げます。

本議案は、行政不服審査法の改正に伴って一部を改正する手続を行うものでございます。

今回の改正は、学校医等が公務災害に遭った際にお示しする決定内容に対して、その決定に不服があった場合の審査請求をできる期間が、従来の「60日以内」から「3か月以内」に延長されるということが主な改正理由でございます。

具体的には、3枚おめくりいただきまして、様式第2号の現行、災害認定通知書という資料をつけてございますが、これの裏面を御覧ください。裏面の注意事項のところ、注意事項の3、「この決定について不服がある場合には」というところでございます。これが「60日」であったものを、次のページの改正案、災害認定通知書の裏面を御覧ください。「3か月以内」というふうに変更をしております。規則の本文の改正はございません。様式のこちらの注意事項、あるいは表示文の変更、それから文言調整の修正ということでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第18号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第6 議案第19号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○田中教育指導課長 では、私から、議案第19号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則について、説明申し上げます。

机上のオレンジの例規集、1221ページに記載されているものでございます。

本議案は、市で行った事務事業評価におきまして、教職員健康管理事務、健康診断等が、婦人科検診の実施等について抜本の見直しという評価を受けたことから、平成28年度より学校教職員の健康診断の種類から婦人科検診を廃止するものによるものでございます。

改正内容でございます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただきまして、A4の横長の新旧対照表を御覧ください。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。

表の右側を御覧ください。

別表第1中、健康診断の種類のうち、上から三つ目の「婦人科検診」を削除するほか、所要の文言の整理を行います。

続きまして、ページ下、附則の部分を御覧ください。

施行期日につきましては、平成28年4月1日からといたします。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第19号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第7 議案第20号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○田中教育指導課長 それでは、教育指導課から議案第20号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、説明申し上げます。

机上のオレンジの例規集、1213ページに掲載されているものでございます。

本議案は、4月1日から施行される障害者差別解消法の施行により改正を行うものでございます。

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指して、平成25年6月26日に交付されたものでございます。

この法律では、行政機関等は、その職員が不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について適切に対応することが求められており、また職員が遵守すべき服務規則の一環として定められる必要があることとされております。

このことから、教育委員会の学校職員に関する服務規程に、新たに差別の禁止に関する条文を加える改正を行うものでございます。

改正内容でございます。恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただきまして、A4横長の新旧対照表を御覧ください。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。

表の左側を御覧ください。

第9条の次に第9条の2として新たに1条を加えます。加える条文です。見出しは「障害を理由とする差別の禁止」でございます。内容は、第1項で、職員は事務または事業を行うに当たり、障害者と障害者でない者とを不当な差別的取扱いをしてはならないこと。第2項は、職員の障害者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があったときは、実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をしなければならないというものでございます。

続きまして、ページ下、附則の部分を御覧ください。

施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行いたします。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第20号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第8 議案第21号 平成27年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○櫻井教育部長 議案第21号 平成27年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、説明申し上げます。

恐れ入りますが、次のページの専決処分書を御覧ください。

平成27年度の西東京市一般会計補正予算のうち、教育関係予算に関しまして、平成28年第1回西東京市議会定例会に提案を行う日程上から、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により、平成28年3月22日に専決処分をいたしました。このことから、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

今回の補正予算につきましては、国の平成27年度補正予算において、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の中で位置づけられ、地方公共団体が地方版総合戦略に位置づけた先駆性のある取組を円滑に執行するよう創設された地方創生加速化交付金を活用した事業を実施するためのものでございます。

西東京市における事業といたしましては、国の史跡に指定された下野谷遺跡につきまして、都心に最も近い歴史探訪エリアとしてブランド化を高め、市内外からの訪問客を増やし、新たなにぎわいの創出による地域振興を図るものでございます。

教育委員会といたしましては、地方創生加速化事業の一つとして、市長部局と連携して所管する事業を実施するものでございます。

まずは、歳入でございますが、本事業の財源となる地方創生加速化交付金につきましては、市長部局による所管のため、今回の専決処分の対象外となります。

続きまして、歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費は4,400万円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、コンピューターグラフィックで再現した史跡や、縄文人の生活などを現在の風景と重ね合わせて見られるバーチャルリアリティの一つ、ARと呼ばれる技術を使ったデジタルコンテンツなどを作成し史跡を紹介するほか、このコンテンツを活用したイベントの開催や、下野谷遺跡に関連した商品の作成などを実施し、下野谷遺跡の普及啓発のため所要の額を見込んでおります。

簡単ではございますが、平成27年度、教育関係補正予算についての説明は以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 直接これではないのですが、こういう地方創生の予算というのは、今後も来る可能性があるのではないかと。担当省、大臣までついていますから、その大臣が少なくともいなくなるまでは予算というのはつくはずですよ。そうすると、何らかの予算が回ってくるので、要するに、来てから急に考えるのではなくて、もし来たらどうかということであらかじめプライオリティーをつくって、1、2、3ぐらい用意しておくとうまくいくんじゃないかと思うんですけれども。来年や再来年も含めてお考えいただくというのはいかがでしょうか。
- 櫻井教育部長 今、宮田委員御指摘のとおり、今後のことも含めて、先を見た事業について考えてまいりたいと思っております。
- 宮田委員 特に、事業計画はできても、それを実際にどうするかまで。時間がないから行き届かなかったとか、活用されないでそのままお金だけ使用されるということがないように、

本当にいいものを今からお考え、是非いただきたい。実行計画まで含めていただきたいと思
います。

- 米森委員 あと、この予算は多分ひもつきだとは思いますが、ある程度フレキシブルに対
応することは可能なんですか。どこまでできて、どこまでできないというのはあるんですか。
- 岡本社会教育課長 こちらの予算につきましては、ソフト事業への活用が主であること、あ
るいは人件費については活用できないことなどがあります。
- 米森委員 じゃあ、ソフトに使ってくださいというのがあるんですね。
- 岡本社会教育課長 そのように聞いております。
- 前田教育長 今の宮田委員のお話はしっかり受けとめて、次回以降についてはその方向でや
っていくということをお願いします。
- 櫻井教育部長 はい。
- 前田教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第21号 平成27年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、
を採決いたします。原案にのとおりの承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

- 前田教育長 日程第9 議案第22号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分
について、を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

- 櫻井教育部長 議案第22号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、平成28年3月31日付及び平成28年4月1日付の人事異動に伴う教
育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、
西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の
規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の専決処分書を御覧ください。

教育委員会事務局職員の異動、市長部局への出向、教育委員会への異動に関するものでご
ざいます。異動の内容につきましては、表の部分を御覧いただきたいと思ます。

まず、平成28年3月31日付人事異動でございますが、はじめに同日付の退職に伴う市長部
局への出向でございます。小笠原東生公民館田無公民館分館長をはじめ3名が市長部局へ出
向し、退職となるものでございます。

続きまして、4月1日付の人事異動でございます。

生活文化スポーツ部長の手塚光利が教育部長に、また学校運営課長の等々力優が教育部副
参与兼学校運営課長に昇任、市民部市民税課長の大橋一浩が公民館長に異動となります。ま
た、新たに教育部統括指導主事に福田忠春が東京都教育委員会から派遣されます。そのほか
に、教育部及び教育委員会の異動は、昇任及び再任用を含め13名が教育委員会へ出向となり、

それぞれの部署に配置いたします。また、係長などから課長補佐等へ昇任、主任から係長等へ昇任、主任への昇任、技能主任への昇任、合わせて11名が昇任をいたします。一方、現教育部長の櫻井勉及び現公民館長の伊田昌行ほか8名が市長部局へ出向となります。

以上、職員の人事についての説明とさせていただきます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第22号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○前田教育長 日程第10 報告事項に入ります。

(1) 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成28～30年度）について、報告お願いいたします。

○等々力学校運営課長 それでは、報告事項、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成28～30年度）についての報告理由を説明申し上げます。

本計画につきましては、西東京市立学校施設について計画的に老朽化対策等を進めていくために、学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会等におきまして、平成26年から28年の3箇年計画で策定された計画がございますが、このたび、26年から28年度の計画を28年から30年度の3箇年にて更新をするということでございますので、報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成28～30年度）を御覧ください。

内容につきましては、1ページにつきましては変更はございません。

2ページをお開きください。

計画の期間につきましては、平成28年度から平成30年度までということで期間を変更してございます。

3ページ目をお開きください。

3ページ目の大規模改造等の考え方等については変更ございません。

4ページをお開きください。

4ページの事業計画表につきましては、平成28年度から平成30年度の間での計画を載せてございます。主な変更点といたしましては、田無小学校の大規模基本設計、実施設計を行う予定になっております。それから、中原小学校、こちらにつきましては建替えの予定ということで、28年度から基本設計に入るということで計画をしてございます。それから、本町小学校、こちらにつきましては平成30年度に大規模改修の基本設計を校舎、体育館ともに予定しております。

続きまして、中学校にまいります。ひばりが丘中学校につきましては、現在も建替え実施ということで、29年度からの工事ということで予定してございます。それから、新たなものといたしましては、田無第三中学校が平成30年度に耐力度調査を行う、それから、最後の田

無第四中学校につきましては、28年度までの計画では、28年度に大規模改造の基本設計をする予定でしたが、小・中学校の特別教室の空調設備の整備工事を平成28年度から平成30年度まで予定することもございまして、1年先送りをいたしまして、平成29年度に大規模改造基本設計に入るといった変更点がございます。

今後につきましては、西東京市総合計画などの関連計画と連携を図りながら、本計画に基づき適切に事業の実施を行ってまいりたいと考えております。

私から報告は以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 まず、語句の質問なのですが、基本設計と実施設計というのはどういうふうに違うのでしょうか。
- 等々力学校運営課長 基本設計と申しますのは、建物を建てる場合の基本的な設計、考え方でありまして、配置、配置図、それから粗々の間取りというのでしょうか、平面図、それから立面図、そういったものは基本設計で計画をしましてまいります。実施設計といいますのは、それに伴って今度は実際に経費を計算できるような寸法を入れた細かなところの調整をするというふうに、簡単にいえばそういった設計の違いです。より具体的な設計が実施設計というふうにお考えいただければと思っております。
- 宮田委員 基本設計の中では、西東京市は、統計によれば20万人を超えることなく減少するというふうに予想されているというのは御存じですか。そうすると、今後、60年後になると、学校がかなり必要なくなると思いますか、むしろ高齢者施設に転換しなくちゃいけないという行政ニーズが出てくると思うんです。そういうようなところまでちゃんと基本設計には入っているのでしょうか。それとも、今までの子どもさんたちが来て、今までのような教室で、それで今までのようにより強く、長くもたせると、そういうことを基本設計としているのでしょうか。
- 等々力学校運営課長 今、宮田委員がおっしゃったのは、将来的な学校の複合化等の考え方ということだと思っておりますが、当然、将来的な複合化については考えていかなければいけない課題だとして認識しております。現在、基本設計を行っておりますひばりが丘中学校に関しましても、将来的には複合化を念頭に置いたというか、見据えた形で普通教室棟と特別教室棟を分ける、あるいは入口を外から入れるような形にするといったような、将来を見据えた形の変更がやりやすいような建物というのは考えていかないといけないことかなと思っております。ですので、今後の建物につきましても複合化については考えていかないといけない課題だなと思っております。
- 宮田委員 将来だと、市の財政だって絶対的に少なくなって、新しい建物をどんどん建てて老人ホーム的にするなんていうのは、早い話、できないのではないかと私はペシミスティックかもしれませんが考えているんですね。だから、是非基本設計の中にフレキシブルな教室ということもその中に入れて、しっかりお考えいただきたいと思います。
- 前田教育長 それはよろしく申し上げます。また、ひばりが丘中学校については、実施設計がこれから上がってくる段階で教育委員の方にもよく説明させていただいて、御検討いただければと思います。

○宮田委員 長寿命化も含めてできることはね。

○前田教育長 わかりました。ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

○前田教育長 日程第11 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。何かあればお願いいたします。

○宮田委員 またまた痛ましい事故が起こって。要するに、児相で助けを求めたにもかかわらず助けなかった。しかも、そのところの相談所は、かつて盗んだんじゃないかといって女生徒10人ですか、具体的にはともかくとして何人かを裸にさせて物を調べたという同じところなんですね。ということは、何か人権意識とかそういうものが全くないような人たちによって構成されている児童相談所としか思えないわけです、客観的に言って。新聞情報以外のことは私は知りませんが。そういう意味では、本市の者についての人事、やたらに年功序列で回すとかじゃなくて、それに対応できる鋭い人権感覚を持ったような方に入っていただくということが一番大事なことじゃないかと思うんですね。そういうところで、私は児相は教育委員会の人事のこととは違うかもしれないんですが、教育委員会から委員がそういう懸念の言葉を発したので、よく人事はよろしく願いますというようなことを言っていたらとありがたいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○前田教育長 直接人事についてお話をするということはいろいろあるかもしれませんが、指導課長、この件については何かあればお願いします。

○田中教育指導課長 今回の予算の定例議会の中でも同様の質問が生まれて、私どもはこういう形の答弁をさせていただいています。まず、西東京からわずか四、五十キロ離れた自治体の事故であって、他人事ではないものと受け止めております。今のところ、まだこれについては宮田委員お話しいただいたとおり、詳細について多く判明しておりません。しかし、私どもは、2年前に痛ましい事案を経験しており、については、この事故についてはしっかりと追って行って、私どもの今やっていることに生かしていくというような答弁をさせていただいています。

当然、西東京については、ほかの自治体よりも子ども家庭支援センターであったり児相との関係はかなり太いパイプが出来上がってききましたので、今お話があったこと、児相から情報がいただけるものであれば、学校教育のほうに生かしていきたいと考えております。また、今出てきたような内容が教育委員の方からも出てきたということでお伝えさせていただきたいと思っております。

○前田教育長 よろしいですか。

○宮田委員 はい。

○前田教育長 では、それはよろしく願います。

○森本委員 質問になるかもしれなんですけれども、奨学金のほうで奨学生を選考委員会がこのところずっとストップしているというかありますよね、都立高校の無償化以降、市のほうの奨学金のほうもストップしているんですけれども、それについて。例えば、今思っているのは、市内で養護施設があるじゃないですか。その養護施設の子どもたちの、いわゆる高校卒業後、18歳以降の子どもたちに対する援助みたいな形で、その奨学基金を使うこととい

うのはできるんでしょうかということをお聞きしたい。世田谷区のほうで区内の養護施設の子どもたちに対する奨学基金が始まりましたよね。そういうような形を基金を使ってやることは可能なんでしょうか、それは目的が違うので使えないとかはあるんでしょうか。

○前田教育長 今の現状の中でちょっとお答えしたほうがいいと思いますよ。

○早川教育企画課長 現状は、奨学資金の支給制度、要件とその使途目的は基金も含めて条例の中で定められております。ですので、その条例を越えた運用の仕方については現在できないというところが現状でございますけれども、先日来、議会のほうからの御質問に対しましても、現在休止している制度については、今後のあり方について、市長部局も含めて検討してまいるといふふうにお答えいたしております。ですので、今後も28年度奨学生選考委員会、こちらのほうもまた引き続き開催させていただいて、意見交換をさせていただきたいというふうを考えております。

○前田教育長 現状は休止しているからできないということでしょう。

○早川教育企画課長 はい。

○前田教育長 現状はちょっとお休みさせていただいておりますので。

○森本委員 はい。

○前田教育長 今のようなお話もあるということなので、制度上の話として少し検討していくことはできるという、そういうことになると思います。

○宮田委員 質問ですが、どうして休止しているんですか。

○前田教育長 それは説明してください。

○早川教育企画課長 平成22年度のあたりから、国のほうで公立学校、高校の授業料の無償化が始まりました。それまではお金がかかっていたところが、学校の授業料がまず無償化になったというところ。それ以降、どんどん国のほうの制度が拡充してまいりまして、授業料以外の教育にかかる費用につきましても補助がどんどん拡充していると。あわせて、その中で所得制限、一定の金額以上の家庭については授業料の負担がございますけれども、現在、西東京市の奨学金の制度の中では、そういった国のほうの所得制限にかかるよりも、より厳しいものが条例上決まっておりますので、現在は休止ということで経過がございます。

○前田教育長 都立高校の授業料の無償化の段階で、それまでの奨学金の趣旨がなくなってしまったというか、その奨学制度自体の効果がなくなったので、そこで休止したということですね。

○早川教育企画課長 そうですね。

○宮田委員 でも、ちょっと話はずれですが、何で子どもが生れないかって。一つの非常に大きな理由は、教育に金がかかるということを皆さんよく言っているんですね。統計上明らかなんですけれども、にもかかわらず、それはできないって、どこか何となく現実と条例とが乖離しているのかもしれないので、そういうところをよく調べて、お金があるのであるならば、本当に困っている方に行けるようにするのがこの委員会の役目でもあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○前田教育長 全くおっしゃるとおりで、今の森本委員の御指摘も全く同じラインでのお話だと思いますので。現行の制度、これは休止したのは事実ですけれども、その制度設計をしっ

かりもう一回検討して、本当に困っているところの子どもたちに何か対応ができるのであればそれはすべきだと思いますので、少し検討させていただければというふうに思います。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

- 前田教育長 日程第10 報告事項、(2) 西東京市公立学校職員に関する処分については、個人情報に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。では、暫時休憩いたします。

午 後 2 時 47 分 休 憩

午 後 2 時 59 分 再 開

- 前田教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成28年西東京市教育委員会第2回臨時会を閉会いたします。どうも御協力ありがとうございました。

午 後 2 時 59 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員